

## 選挙区条例一部改正案の施行日説明資料

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年五月一日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される一般選挙（①）から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された一般選挙、再選挙及び補欠選挙（②）並びに施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙の期日の告示の日の前日までにその期日を告示される再選挙及び補欠選挙（③）については、なお従前の例による。

